

鳥 取 市 水 防 計 画

【平成 28 年 4 月】

鳥 取 市

鳥取市水防計画

<本編 目次>

第1章	総則	1
1.1	目的	
1.2	用語の定義	
1.3	水防の責任等	
1.4	水防計画の作成及び変更	
1.5	津波における留意事項	
1.6	安全配慮	
第2章	水防組織	6
2.1	市の水防組織	
第3章	水防区域と重要水防箇所	12
3.1	水防区域	
3.2	水防区域の現況	
第4章	予報及び警報	13
4.1	気象庁が行う予報及び警報	
4.2	洪水予報河川における洪水予報	
4.3	水位周知	
4.4	水防警報	
4.4.1	安全確保の原則	
4.4.2	洪水・高潮時の河川に関する水防警報	
4.4.3	津波に関する水防警報	
第5章	雨量の観測及び水位の観測	25
5.1	雨量観測及び入手	
5.2	水位の観測	
第6章	気象予報等の情報収集	26
第7章	ダム放流	27
7.1	連絡系統	
第8章	ため池・樋門の管理	30
8.1	実施主体	
8.2	ため池の管理体制の強化	
8.3	市地域防災計画に定める事項	
第9章	通信連絡	31
9.1	通信連絡系統	
第10章	水防施設及び輸送	32
10.1	水防倉庫及び水防資器材	
10.2	輸送の確保	
第11章	水防活動	33
11.1	水防配備	
11.2	巡視及び警戒	
11.3	水防作業	
11.4	警戒区域の指定	
11.5	避難のための立退き	
11.6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	

11.7	水防設備の解除	
第12章	水防信号、水防標識等	38
12.1	水防信号	
12.2	水防標識	
12.3	身分証票	
第13章	協力及び応援	40
13.1	河川管理者の協力	
13.2	下水道管理者の協力	
13.3	警察官の援助要求	
13.4	自衛隊の派遣要請	
13.5	国(河川事務所、地方気象台)との連携	
13.6	住民、自主防災組織等との連携	
第14章	費用負担と公用負担	42
14.1	費用負担	
14.2	公用負担	
第15章	水防報告等	44
15.1	水防記録	
15.2	水防報告	
第16章	水防訓練	45
16.1	水防訓練	
16.2	水防訓練の項目	
第17章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	46
17.1	洪水浸水想定区域の指定状況	
17.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
17.3	洪水ハザードマップ	
17.4	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
17.5	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	
17.6	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
第18章	水防協力団体	48
18.1	水防協力団体の指定	
18.2	水防協力団体の業務	
18.3	水防協力団体の水防団等との連携	
第19章	水防功労者表彰と災害補償	49
19.1	功労者表彰	
19.2	災害補償	

鳥取市水防計画書

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県知事から指定された指定水防管理団体たる鳥取市が、同法第33条第1項の規定に基づき、鳥取市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、鳥取市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する鳥取市をいう（法第2条第2項）。

(2) 水防管理者

水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第3項）。

(3) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（鳥取県東部広域行政管理組合消防局、消防署）をいう（法第2条第4項）。

(4) 消防機関の長

鳥取県東部広域行政管理組合消防局長をいう。

(5) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(6) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(7) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位（氾濫警戒情報）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位（氾濫警戒情報）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位をいう。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

(16) 重要水防箇所(国土交通省)・河川災害危険箇所(鳥取県)

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(17) 洪水浸水想定区域

現在は計画降雨に基づき区域指定しているが、平成27年7月水防法改正に伴い、今後は想定最大規模降雨での区域指定に順次見直していくので留意すること(今後5年を目途に作業中)。

(18) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害のおそれが高まった時に市長が発令する避難勧告などの判断や住民が自主避難の参考となるような鳥取県と鳥取地方気象台が発表している防災情報のこと。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（鳥取市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ④ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑤ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑥ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑦ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑧ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑨ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑩ 公用負担（法第28条）
- ⑪ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑫ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑬ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑭ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑮ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑯ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ⑰ 消防事務との調整（法第50条）

（2）都道府県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 鳥取県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 土砂災害警戒情報の発表及び通知
- ⑦ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑧ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑨ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑩ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑪ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（3）国土交通省鳥取河川国道事務所の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - ⑤ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑥ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑨ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑩ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 鳥取地方気象台の責任
- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (5) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
- (6) 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

1.4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、速やかに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、鳥取市防災会議に諮るとともに、鳥取県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留

意して 水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

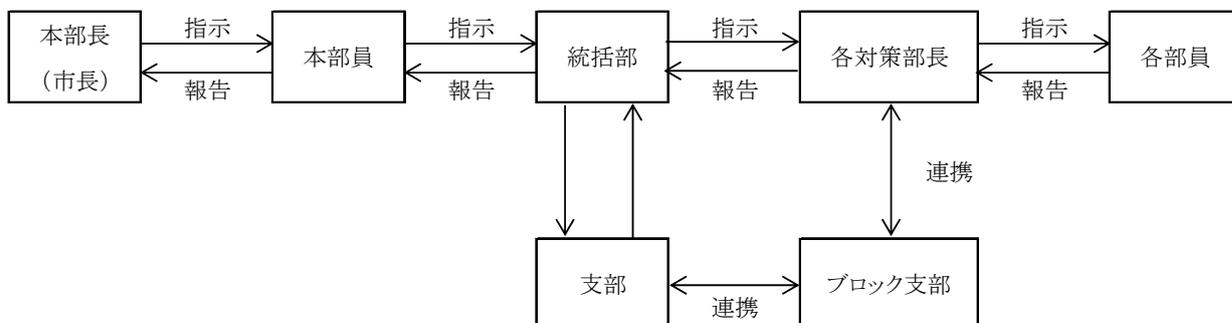
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動に従事する者を随時交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (8) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として待避を優先する。
- (9) 水防活動は複数人で行う(水門等操作を含む)。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防活動に従事する者全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



(1) 統括部

統括部	班名	課・室・所	所掌事務
統括部 [部長] ●防災調整監 [副部長] ◎地域振興局長	統括班 [班長] ●危機管理課長	○危機管理課	1 防災会議及び本部会議に関する事。 2 災害対策活動の総括及び調整に関する事。 3 指揮指令の伝達に関する事。 4 自衛隊派遣等の広域応援要請に関する事。 5 県、警察、防災関係機関、自主防災会に関する事。 6 防災行政無線、アマチュア無線に関する事。 7 被災者生活再建支援制度に関する事。
	総合支所対策班 [班長] ●地域振興課長 [副班長] ○地域振興課参事	○地域振興課	1 総合支所との連携及び情報収集・伝達に関する事。

(2) 対策部

対策部	班名	課・室・所	所掌事務
総務部 [部長] ●総務部長 [副部長] ◎総務調整局長 ○庁舎整備局長 ○中核市推進局長	総務班 [班長] ●総務課長 [副班長] ○職員課長 ○会計管理者	○総務課 ○職員課 ○出納室 ○中核市推進局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 職員の安否確認及び被災職員の援助に関する事。 3 各部間、部内各班の連絡調整に関する事。 4 義援金、救援物資等の受付、配分に関する事。 5 災害の記録に関する事。 6 災害救助法適用申請に関する事。 7 避難のための立ち退き勧告及び指示の公示に関する事。 8 職員の動員及び配備人員の把握及び調整に関する事。 9 災害備蓄品の調整及び協定業者の物資在庫に関する事。
	秘書班 [班長] ●秘書課長	○秘書課	1 本部長等の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の応接に関する事。 3 見舞金の受入れ及び礼状に関する事。
	財務班 [班長] ●行財政改革課長 [副班長] ○検査契約課長 ○庁舎整備局次長	○行財政改革課 ○検査契約課 ○庁舎整備局	1 来庁者及び職員の安全確保、庁内負傷者の応急救護に関する事。 2 災害関係予算その他財政措置に関する事。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
	財産管理班 [班長] ●財産経営課長 [副班長] ○情報政策課長	○財産経営課(財産政策第二係を除く。) ○情報政策課	1 市有財産の災害調査及び応急対策に関すること。 2 通信施設の確保に関すること。 3 電子計算施設の保安措置に関すること。
	調達配給班 [班長] ●市民課長	○市民課	1 災害装備品及び非常食糧の確保、あつせん、配分(本用品を含む。)に関すること。 2 被災者用食糧品、燃料及び器具等の調達、配分に関すること。 3 緊急り災証明に関すること。
	輸送班 [班長] ●市民課長 [副班長] ○固定資産税課長 ○徴収課長 ○債権管理課長	○市民税課 ○固定資産税課 ○徴収課 ○債権管理課	1 り災者、物資等の輸送に関すること。 2 輸送機関への連絡及び輸送推進に関すること。 3 輸送用車両の調達に関すること。 4 一般家屋等の被害調査に関すること。 5 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること。 6 調達配給班の応援に関すること。
	車両班 [班長] ●財産経営課参事	○財産経営課(財産政策第二係)	1 緊急輸送用車両の確保及び配車に関すること。 2 燃料等の確保及び保管管理に関すること。 3 災害救助用自動車の借り上げに関すること。
情報部 [部長] ●企画推進部長 [副部長] ※戦略広報監(兼)広報室長 ○監査委員事務局次長 ○選挙管理委員会事務局次長	情報連絡班 [班長] ●政策企画課長 [副班長] ○文化交流課長 ○監査委員事務局次長 ○選挙管理委員会事務局次長	○政策企画課 ○創生戦略室 ○文化交流課 ○監査委員事務局 ○選挙管理委員会事務局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 災害情報の収集、集計及び総務部並びに関係各部への伝達に関すること。 3 市民に対する災害の広報に関すること。 4 被害状況のとりまとめ及び記録に関すること。 5 被害調査及び被害対策(他の部、班に属さないもの)に関すること。 6 国、県等に関する要望、陳情に関すること。
	広報班 [班長] ●広報室長	○広報室	1 報道機関に対する災害速報及び連絡調整に関すること。
	市民参画班 [班長] ●市民総合相談課長 [副班長] ○協働推進課長	○市民総合相談課 ○協働推進課	1 市民相談に関すること。 2 自治会等との連絡調整に関すること。 3 ボランティアの連携に関すること。
福祉保健部 [部長] ●福祉保健部長 [副部長] ◎健康・子育て推進局長 ※人権政策監	避難行動要支援者対策班 [班長] ●高齢社会課長 [副班長] ○地域包括ケア推進課長 ○障がい福祉課長 ○中央地域包括支援センター所長 ○こやま地域包括支援センター所長	○高齢社会課 ○地域包括ケア推進課 ○障がい福祉課 ○中央地域包括支援センター ○こやま地域包括支援センター	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援計画等の充実及び検証に関すること。 4 避難行動要支援者関係各種団体との連絡・調整に関すること。 5 避難行動要支援者への避難情報の伝達に関すること。 6 避難行動要支援者の安否確認、避難状況(避難所避難・在宅避難)の把握に関すること。 7 福祉避難所の開設・運営に関すること。(避難所班との連携) 8 避難所における総務部及び福祉保健部の応援に関すること。
	避難所班 [班長] ●生活福祉課長 [副班長] ○児童家庭課長 ○人権推進課長 ○男女共同参画課長	○生活福祉課 ○児童家庭課 ◇保育園(鳥取地域) ○人権推進課 ○男女共同参画課 ○中央人権福祉センター	1 避難所の確保、設置に関すること。 2 民生委員等社会福祉団体、市民参画班、広報班との連絡及び協力要請に関すること。 3 災害救助法(適用申請を除く。)に関すること。 4 物資等の配分に関すること。 5 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 避難所内の情報収集及び本部への伝達に関すること。 7 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。 8 住民の安否確認に関すること。 9 保育園児の安全確保に関すること。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
	保健救護班 [班長] ●中央保健センター所長 [副班長] ○保険年金課長 ○保健医療福祉連携課長 ○こども発達・家庭支援センター所長	○中央保健センター ○保険年金課 ○健診推進室 ○医療費適正化推進室 ○保健医療福祉連携課 ○こども発達・家庭支援センター ○若草学園	1 救護所の設置及び応急救護に関する事 2 傷病者の収容及び収容可能病院の把握等に関する事 3 医療部及び医療機関との連絡及び協力要請に関する事 4 救急機材及び医薬品の確保のための関係機関への調整に関する事 5 保健管理及び保健指導に関する事 6 毒物及び劇物による危害防止並びに指導に関する事 7 伝染病患者の隔離、臨時予防接種に関する事
経済観光部 [部長] ●経済観光部長 [副部長] ※次長(兼) 経済・雇用戦略課長	経済班 [班長] ●経済・雇用戦略課長 [副班長] ○企業立地・支援課長 ○観光戦略課長 ○鳥取砂丘・ジオパーク推進課長	○経済・雇用戦略課 ○企業立地・支援課 ○観光戦略課 ○鳥取砂丘・ジオパーク推進課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 2 公設地方卸売市場等の災害対策及び被害調査に関する事 3 商工業者に対する融資に関する事 4 失業者の対策に関する事 5 労務供給に関する事 6 勤労者に対する融資に関する事 7 商工会議所及び商工団体との連絡調整に関する事 8 商工業者に対する被災証明に関する事 9 生鮮食糧品のあっせんに関する事 10 観光客及び観光施設に関する事
農林水産部 [部長] ●農林水産部長 [副部長] ※次長(兼) 農村整備課長	農林班 [班長] ●林務水産課長 [副班長] ○農業振興課長 ○生産流通振興室長 ○農業委員会事務局長 給水班 [班長] ●農村整備課長 [副班長] ○農村整備課参事	○農業振興課 ○生産流通振興室 ○林務水産課 ○農村整備課(簡易水道係を除く。) ○農業委員会事務局 ○農村整備課(簡易水道係)	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 2 農地、農道、林道、ため池等農業用施設及び漁港施設の災害対策及び被害調査に関する事 3 農林漁家の被災証明に関する事 4 農地の被災証明に関する事 5 家畜伝染病の予防防疫及び死亡家畜の処理に関する事 6 農林漁家に対する融資に関する事 7 農林漁家の経営指導等に関する事 1 簡易水道施設の災害調査及び災害情報の収集等に関する事 2 簡易水道施設の災害対策に関する事 3 飲料水の供給及び水質管理に関する事
都市整備部 [部長] ●都市整備部長 [副部長] ※次長(兼) 都市環境課長	都市整備班 [班長] ●都市企画課長 [副班長] ○交通政策課長 ○中心市街地整備課長 道路河川班 [班長] ●道路課長 [副班長] ○都市環境課長 建築住宅班 [班長] ●建築住宅課長 [副班長] ○建築指導課長	○都市企画課 ○交通政策課 ○中心市街地整備課 ○道路課 ○中央道路管理センター ○南道路管理センター ○西道路管理センター ○都市環境課 ○建築住宅課 ○建築指導課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 2 土木復興事業の統括、資材の確保等に関する事 3 建設者に対する連絡調整に関する事 4 駐車場の確保に関する事 5 災害復旧に係る都市計画に関する事 6 ヘリポートの確保に関する事 7 空港及び港湾に関する事 8 公共交通機関との連絡調整に関する事 9 部内各班の連絡調整に関する事 1 道路、橋梁、河川等の公共土木施設及び公園の災害対策及び被害調査に関する事 2 避難路、緊急輸送路等の指定及び確保に関する事 3 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関する事 4 災害で発生した道路・河川・公園施設内の障害物、がれき等の撤去に関する事 1 避難所、救護所、仮設住宅等の建築及び修繕に関する事 2 市有建築物の応急復旧に関する事 3 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事 5 被災宅地の危険度判定に関する事 6 応急仮設住宅の入居者及び応急修理者の選定等に関する事 7 住宅関係融資に関する事

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
環境下水道部 [部長] ●環境下水道部長 [副部長] ※次長(兼)下水道企画課長	下水道管理班 [班長] ●下水道企画課長 [副班長] ○下水道管理室長 ○下水道経営課長 ○下水道建設課長	○下水道企画課 ○下水道管理室 ○下水道経営課 ○下水道建設課	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 公共下水道・集落排水施設等における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 4 公共下水道・集落排水等の処理場、ポンプ場等の災害対策及び被害調査に関する事。 5 下水道部庁舎の電気設備及び機械設備の応急復旧に関する事。 6 公共下水道管路及び排水路並びに集落排水管路等の災害対策及び被害調査に関する事。 7 下水道工事業者等への協力要請に関する事。 8 飲料水の水質検査に関する事。
	環境衛生班 [班長] ●生活環境課長 [副班長] ○生活環境課参事	○生活環境課	1 廃棄物処理施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関する事。 3 衛生指導に関する事。 4 消毒等防疫に関する事。 5 遺体の捜索、処理及び埋葬に関する事。 6 遺体の運搬及び収容に関する事。 7 死犬猫等の処理に関する事。 8 大気汚染等の調査及び防止対策に関する事。 9 水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事。 10 じん芥の収集、し尿汲み取り及び業者の指導、連絡調整に関する事。
議会部 [部長] ●市議会事務局長	議会班 [班長] ●市議会事務局長	○市議会事務局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 議会対策及び各種会議の招集に関する事。 3 災害視察者及び見舞者の応接に関する事。 4 見舞金の受入及び礼状に関する事。
文教部 [部長] ●教育長 [副部長] ○教育委員会事務局長	教育班 [班長] ●学校教育課長 [副班長] ○教育総務課長 ○学校保健給食課長	○教育総務課 ○学校教育課 ○校区審議室 ○教育センター ○学校保健給食課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 小中学校施設等の災害対策及び被害調査に関する事。 3 児童生徒の安全確保対策及び避難に関する事。 4 教職員の動員及び調整に関する事。 5 教材、学用品等の配分に関する事。 6 災害時の応急教育に関する事。 7 学校給食施設の利用に関する事。 8 部内各班の連絡調整に関する事。
	管理班 [班長] ●生涯学習・スポーツ課長 [副班長] ○文化財課長 ○中央図書館長	○生涯学習・スポーツ課 ○文化財課 ○中央図書館	1 避難施設(学校等教育施設)の管理運営に関する事。 2 体育施設及び社会教育施設の災害対策並びに被害調査に関する事。 3 文化施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。 5 避難所における総務部及び福祉保健部の応援に関する事。
医療部 [部長] ●病院事業管理者 [副部長] ○市立病院事務局長	庶務班 [班長] ●総務課長 [副班長] ○医事課長 ○総務課課長補佐 ○経営戦略室長	○総務課 ○医事課 ○経営戦略室	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 医療隊の編成に関する事。 3 救助薬品、衛生材料等の調達に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。
	医療班 [班長] ●病院長 [副班長] ○副院長 ○診療局長 ○看護部長	○診療部 ○看護部 ○医療技術部 ○栄養管理室 ○医師支援室 ○地域連携室	1 傷病者の治療等に関する事。 2 応急救護所に関する事。 3 給食に関する事。 4 医師の支援に関する事。
水道部 [部長] ●水道事業管理者 [副部長] ○水道局副局長 ※次長(兼)工務課長	総務班 [班長] ●総務課長 [副班長] ○経営企画課長 ○料金課長	○総務課 ○経営企画課 ○料金課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 2 他都市等の応援要請及び受け入れに関する事。 3 応急措置に必要な資機材の集計に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 5 市民対応に関する事。 6 市民への広報に関する事。 7 屋内給水管の災害対策に関する事。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
	管路班 [班長] ●工務課長 [副班長] ○給水維持課長	○給水維持課 ○工務課	1 水道管路の被害調査及び災害情報の収集に関するこ と。 2 水道管路の災害対策に関するこ と。 3 飲料水の供給に関するこ と。
	施設班 [班長] ●浄水課長	○浄水課	1 水道施設の被害調査及び災害情報の収集に関するこ と。 2 水道施設の災害対策に関するこ と。 3 水質管理に関するこ と。
	河原営業所班 [班長] ●河原営業所長	○河原営業所	1 所管区域の災害に関する情報の収集に関するこ と。 2 災害予防及び災害応急対策の実施に関するこ と及び 連絡調整に関するこ と。 3 市民等への広報活動に関するこ と。 4 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に 関するこ と。
	青谷営業所班 [班長] ●青谷営業所長	○青谷営業所	
消防部 [部長] ●消防団長 [副部長] ○副団長	消防班 [班長] ●地区団長 ●分団長	○消防団員	1 非常警備及び消防活動に関するこ と。 2 救助救急活動及び捜索に関するこ と。 3 避難誘導に関するこ と。 4 消防活動の状況調査及び報告に関するこ と。 5 消防、水防資器材の保管管理及び運用に関するこ と。 6 水害の警戒及び防衛、現場活動に関するこ と。 7 緊急通信連絡に関するこ と。 8 災害情報の収集及び伝達に関するこ と。

(3) 対策支部

① 対策支部

対策支部	班名	課・所・室	所掌事務
国府町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	(対策支部の標準的事務分掌) 1 支部の開設に関すること。 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関すること。 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関すること並びに連絡調整に関すること。 4 市民等への広報活動に関すること。 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関すること。 6 その他災害対策本部の指示した事項に関すること。 (班長) ●支部総括班長…地域振興課長 ●福祉保健班長…市民福祉課長 ●産業建設班長…産業建設課長 ●文教班長 …教委事務局分室長 (班の標準的事務分掌)
	○福祉保健班	○市民福祉課 ○東健康福祉センター ◇保育園 (国府地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室	
福部町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	(班の標準的事務分掌)
	○福祉保健班	○市民福祉課 ◇保育園・幼稚園 (福部地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室	
河原町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	(班の標準的事務分掌)
	○福祉保健班	○市民福祉課 ◇保育園・幼稚園 (河原地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室	
用瀬町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	班名 事務分掌 支部総括班 1 支部会議に関すること。(職員配備、各班総括等を含む。) 2 気象、被害等災害情報のとりまとめに関すること。 3 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防団に関すること。 5 防災広報に関すること。 6 避難準備、避難勧告及び指示等に関すること。 7 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。
	○福祉保健班	○市民福祉課 ○用瀬人権文化センター ○南地域包括支援センター ◇保育園 (用瀬地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室 ○用瀬図書館	
佐治町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	福祉保健班 1 廃棄物処理及び消毒等防疫に関すること。 2 避難所開設に関すること。 3 災害時要援護者の避難支援に関すること。 4 ボランティアの配置に関すること。 5 防災証明に関すること。 6 保育園児の安全確保に関すること。 7 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。
	○福祉保健班	○市民福祉課 ○佐治町国民健康保険診療所 ◇保育園 (佐治地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室 ○さじアストロパーク	
気高町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	産業建設班 1 道路、上下水道等のライフラインの被害状況調査と応急対策に関すること。 2 土砂、がれきの除去等土木応急復旧に関すること。 3 水害及び浸水対策に関すること。 4 農地、農業施設等被害状況調査と応急対策に関すること。 5 公共交通機関との連絡調整に関すること。 6 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。
	○福祉保健班	○市民福祉課 ○西地域包括支援センター ◇保育園 (気高地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室 ○気高図書館	
鹿野町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	文教班 1 児童生徒の安全確保に関すること。 2 教育施設の被害状況調査と応急対策に関すること。 3 体育施設、社会教育施設の被害状況調査に関すること。 4 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。
	○福祉保健班	○市民福祉課 ◇保育園・幼稚園 (鹿野地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室	
青谷町支部 [支部長] ●支所長 [副支部長] ○副支所長	○支部総括班	○地域振興課	
	○福祉保健班	○市民福祉課 ◇保育園 (青谷地域)	
	○産業建設班	○産業建設課	
	○文教班	○教委事務局分室	

② ブロック支部

ブロック支部	課・所・室	所掌事務
南ブロック支部 [支部長] ●工事事務所長 [副支部長] ○所長補佐	○南地域工事事務所	1 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関すること。 2 担当支部における災害予防及び連絡調整に関すること。 3 その他各対策部の指示した事項に関すること。
西ブロック支部 [支部長] ●工事事務所長 [副支部長] ○所長補佐	○西地域工事事務所	

第3章 水防区域と重要水防箇所

3.1 水防区域

市内の水防区域をその区域の現状並びに洪水又は高潮が公共上及ぼす影響の程度により次のとおり分ける。

(1) 国土交通大臣において水防警報を行う区域

- ① 千代川 左岸 鳥取市用瀬町古用瀬字貝ヶ谷平 641 番の 1 地先から河口まで
右岸 鳥取市用瀬町用瀬字山鼻 10 番の 8 地先から河口まで
- ② 袋川 左岸 鳥取市国府町岡益字向河原 56 番の 2 地先から新袋川への分派点まで
右岸 鳥取市国府町谷字奥ノ田 158 地先から新袋川への分派点まで
左岸 鳥取市相生町 1 丁目 108 番地先から千代川合流点まで
右岸 鳥取市材木町 386 番地先から千代川合流点まで
- ③ 新袋川 袋川からの分派点から千代川合流点まで
- ④ 八東川 左岸 鳥取市河原町今在家字中坪内分 843 番地先から千代川合流点まで
右岸 八頭郡八頭町未岡字大新田上分 1085 番地先から千代川合流点まで

(2) 鳥取県知事において水防警報を行う区域

- ① 野坂川 左岸 鳥取市野坂字下河原 156-3 地先から直轄管理区間(国土交通大臣が管理上流端を行う河川の区間をいう。以下に同じ。)上流端まで
右岸 鳥取市野坂字西石丸丸田 606-3 地先から直轄管理区間上流端まで
- ② 大路川 左岸 鳥取市古郡家字畑ヶ田 103-2 地先から直轄管理区間まで
右岸 鳥取市南栄町 85-9 地先から直轄管理区間上流端まで
- ③ 塩見川 左岸 鳥取市福部町箭溪字山崎 250-1 地先から河口まで
右岸 鳥取市福部町栗谷字不筒 369-1 地先から河口まで
- ④ 河内川 左岸 鳥取市気高町二本木字中河原 844-3 地先から河口まで
右岸 鳥取市気高町下光元字上河原ノ 397 地先から河口まで
- ⑤ 勝部川 左岸 鳥取市青谷町北河原字椎木淵 333-4 地先から河口まで
右岸 鳥取市青谷町北河原字二木前 275-3 地先から河口まで
- ⑥ 日置川 左岸 鳥取市青谷町奥崎字下前田 34-6 地先から勝部川合流点まで
右岸 鳥取市青谷町青谷字ツヅト 127-1 地先から勝部川合流点まで

3.2 水防区域の現況

(1) 河川等水防区域

- ① 1 級河川 15 河川
- ② 2 級河川 9 河川
- ③ 重要水防箇所 A21 箇所 + B 157 箇所 計 178 箇所
- ④ 河川災害危険箇所 特 A6 箇所 + A30 箇所 + B51 箇所 計 87 箇所
- ⑤ 鳥取市ため池 234 箇所 (内重要ため池箇所 16 箇所)

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表著しくは伝達する注意報及び警報

鳥取地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

○水防活動用の注意報及び警報

種 類			発 表 基 準
	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	
注 意 報	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波による災害が発生するおそれがあると予想したとき
警 報	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
		大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
		高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
津波特別警報		津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量が実況・解析雨量で90ミリを超えた場合

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

① 大雨・洪水注意報発表基準

市町をまとめた地域	市町	大雨・洪水共通	大雨	洪水		
		雨量基準	土壌雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取県東部	鳥取市北部	平坦地: R1=30 平坦地以外: R1=40	94	湖山川流域=6 野坂川流域=9	-	千代川(用瀬・袋河原・行徳) 袋川・新袋川(宮ノ下)
	鳥取市南部	R1=40	95	八東川流域=17 曳田川流域=8 佐治川流域=7 赤波川流域=9	-	千代川(用瀬・袋河原・行徳)

※大地震発生後の大雨警報(土砂災害)・注意報の暫定運用

大地震が発生した場合に設定する大雨警報(土砂災害)・注意報の暫定基準は以下のとおりとする。

- ・震度5強を観測した市町は、土壌雨量指数基準を通常の7割とする。
- ・震度6弱以上を観測した市町は、土壌雨量指数基準を通常の5割とする。

② 大雨・洪水警報発表基準

市町をまとめた地域	市町	大雨・洪水共通	大雨	洪水		
		雨量基準	土壌雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取県東部	鳥取市北部	平坦地: R1=45 平坦地以外: R1=60	111	湖山川流域=10 野坂川流域=15	-	千代川(用瀬・袋河原・行徳) 袋川・新袋川(宮ノ下)
	鳥取市南部	R1=60	112	八東川流域=24 曳田川流域=12 佐治川流域=14 赤波川流域=13	-	千代川(用瀬・袋河原・行徳)

※大地震発生後の大雨警報(土砂災害)・注意報の暫定運用

大地震が発生した場合に設定する大雨警報(土砂災害)・注意報の暫定基準は以下のとおりとする。

- ・震度5強を観測した市町は、土壌雨量指数基準を通常の7割とする。
- ・震度6弱以上を観測した市町は、土壌雨量指数基準を通常の5割とする。

(大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方)

- (ア) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3、はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (イ) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (ウ) 洪水の欄中、「かつ」は2つの指標による基準を示す。
例えば、「R3=60かつ〇〇川流域=10」あれば、「3時間雨量60mm以上かつ〇〇川流域雨量指数10以上」を意味する。
- (エ) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (オ) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設置している。
大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。

(カ) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報・注意報を発表する」ことを意味する。

③ 注意報・警報発表基準

市町をまとめた地域	市町	〈高潮注意報〉 潮位基準（標高）	〈高潮警報〉 潮位基準（標高）
鳥取市東部	鳥取市北部	0.9m	1.2m
	鳥取市南部	—	—

(注) 1 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

2 潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

④ 津波注意報・警報発表基準

津波予報区	区域	発表基準
鳥取県	鳥取県	(大津波警報) 鳥取県沿岸で予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 (津波警報) 鳥取県沿岸で予想される津波の高さが高いところで2m程度である場合 (津波注意報) 鳥取県沿岸で予想される津波の高さが高いところで0.5mである場合

(津波警報・注意報等の種類)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

※地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m～	10 m超	巨大
	5 m～10 m	10 m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表します。

(注) 1 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

⑤ 気象庁が発表する特別警報（参考）

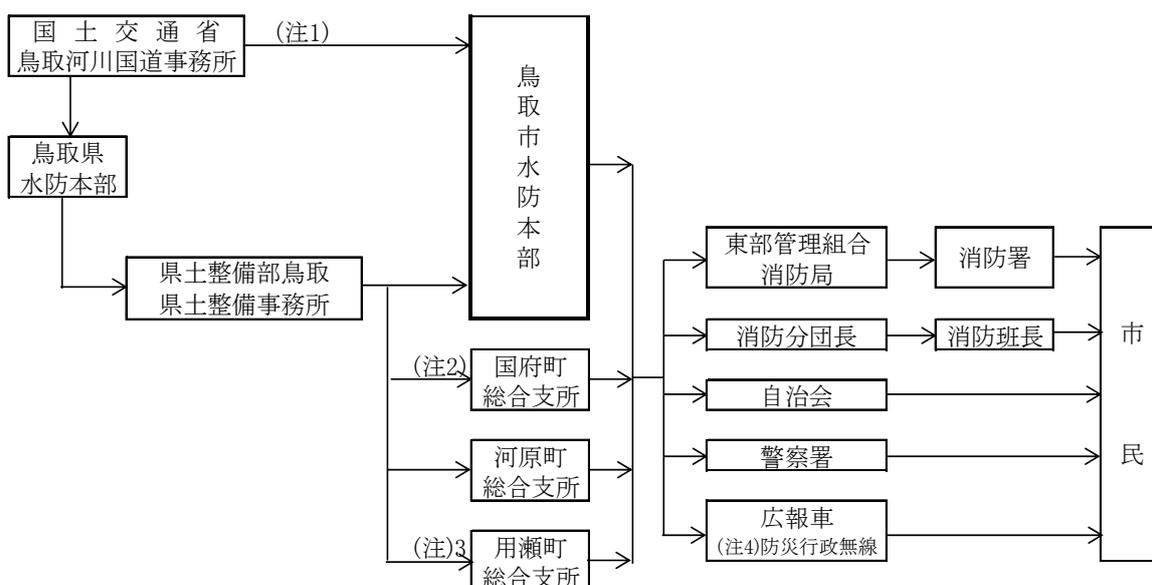
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

① 国土交通大臣から水防警報を受けたときの通報系統図

(基準点：千代川（用瀬、袋河原、行徳）、袋川（宮ノ下）)



(注1) 市町への伝達は、運用上の取扱いである。

(注2) 宮ノ下に水防警報が発令されたときは、国府町総合支所にも伝達する。

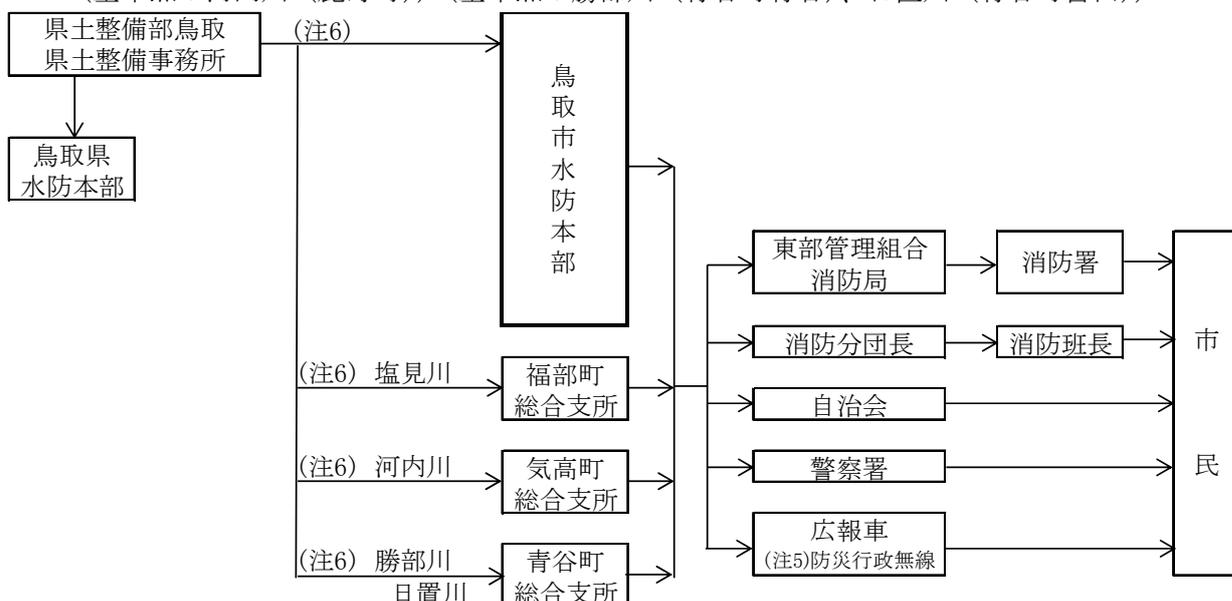
(注3) 用瀬町に水防警報が発令されたときは、用瀬町総合支所にも伝達する。

(注4) 防災行政無線が整備されている地区のみ

② 県知事から水防警報を受けたときの通報系統図

(基準点：塩見川（福部町細川）) (基準点：野坂川（野坂）、大路川（東大路）)

(基準点：河内川（鹿野町）) (基準点：勝部川（青谷町青谷）、日置川（青谷町善田）)



(注5) 防災行政無線が整備されている地区のみ

(注6) 県知事より水防警報が発令された場合、鳥取市水防本部へ伝達される。

また、関係する総合支所へも伝達される。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市・住民に求める行動等
レベル 5	洪水警報	氾濫発生情報	<氾濫発生>	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル 4		氾濫危険情報	氾濫危険水位	・住民の避難完了 ・状況によっては、市・町の避難指示の発令
レベル 3		氾濫警戒情報	避難判断水位	・市・町の避難勧告等の発令の目安 ・住民の早期避難行動
レベル 2	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位	・市・町の避難準備情報発令の目安 ・水防団出勤
レベル 1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

鳥取河川国道事務所と鳥取地方気象台は共同して、洪水予報に基づき次の河川の注意報及び警報を行うものとする。

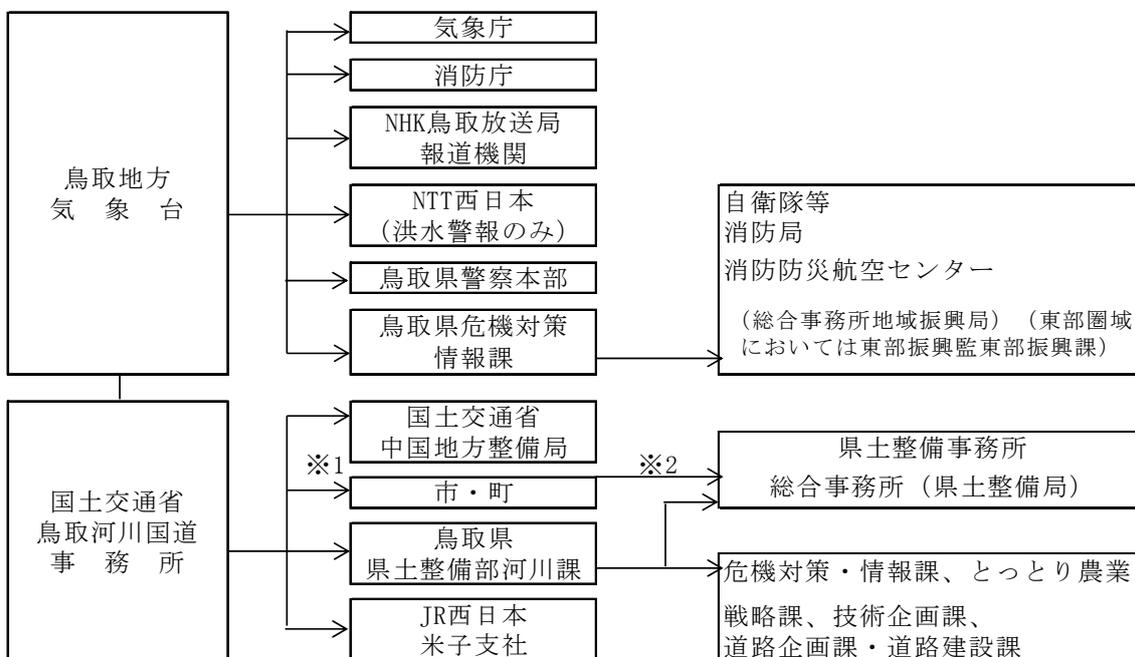
① 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報区域名	区 域
千代川	用瀬、袋河原、行徳	左岸 鳥取市用瀬町古用瀬字貝ヶ谷平 641 番の 1 地先から海まで
		右岸 鳥取市用瀬町用瀬字山鼻 10 番の 8 地先から海まで
袋川	宮下	左岸 鳥取市国府町岡益字向河原 56 番地の 2 地先から新袋川の分派点まで
		右岸 鳥取市国府町谷奥ノ田 158 番地先から新袋川の分派点まで

② 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(指定水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位) 氾濫注意情報対象水位(m)	避難判断水位(特別警戒水位) 氾濫警戒情報対象水位(m)	氾濫危険水位(危険水位) 氾濫危険情報対象水位(m)	計画高水位(危険水位)(m)
千代川	用瀬	鳥取市用瀬町別府	2.0	3.0	3.2	4.0	4.959
	袋河原	鳥取市河原町袋河原	2.0	3.5	4.9	5.7	6.070
	行徳	鳥取市古海	2.6	4.7	5.9	6.7	6.930
袋川・新袋川	宮ノ下	鳥取市国府町宮ノ下	1.5	2.7	2.8	3.2	4.040

③ 洪水予報の伝達経路

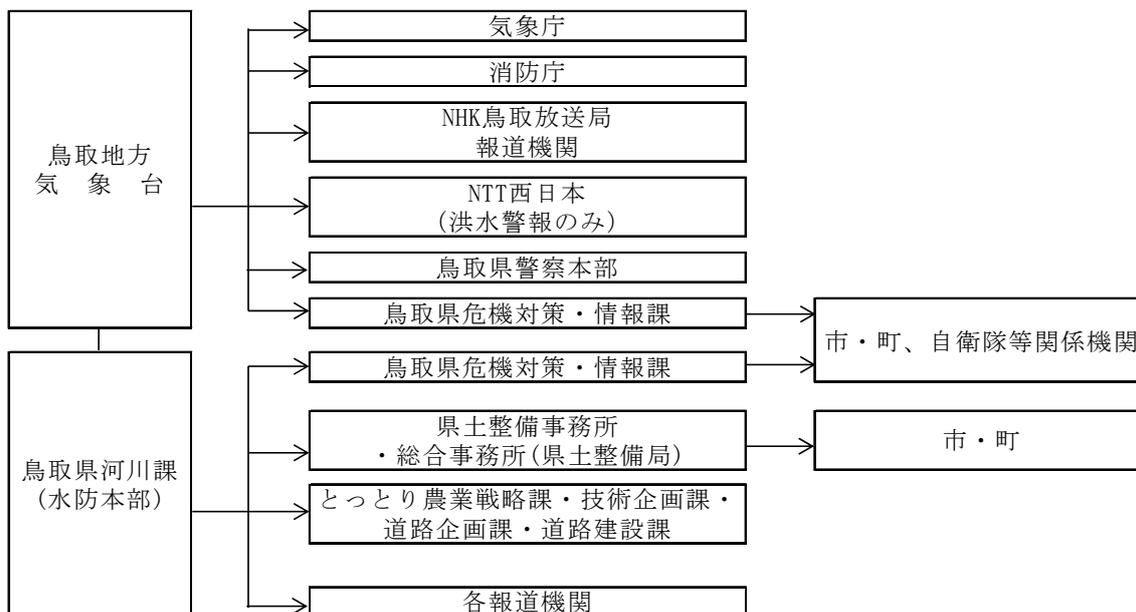


※1 国土交通省河川(国道)事務所及び県の市・町への通報は、水防管理団体及び避難勧断する市長への伝達である。(平成25年7月11日水防法改正関係)

※2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

(3) 鳥取県と鳥取地方気象台が共同で行う洪水予報

①洪水予報の伝達経路



4.3 水位周知

水防法 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を、水位周知河川として指定する。

(1) 避難勧告等発令の参考となる特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)の到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速にかつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ また、県は当該特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)の到達情報をホームページ等でも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき】

水防警報の通報系統に同じ。

【通報系統図：国土交通省が特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)到達情報を発した時】

水防警報の通報系統に同じ。

(2) 市における避難対策の実施

特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)は、市長が避難勧告を発令する際の目安となる水位であることから、特別警戒水位(避難判断水位又は氾濫危険水位)の到達情報の知を受けた市は、避難勧告の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、原則避難措置を行うものとする。

(3) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

国土交通省は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域	
袋川	左岸 右岸	鳥取市相生町1丁目108番地地先から千代川合流点まで 鳥取市材木町386番地先から千代川合流点まで
八東川	左岸 右岸	鳥取市河原町今在家字坪内分843番地先から千代川合流点まで 八頭郡八頭町米岡字大新田上分1085番地先から千代川合流点まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

水系名	河川名	観測所名	位 置	水 位 観 測 機 器	避 難 判 断 水 位 (特別警戒区域) (m)	氾 濫 危 険 水 位
千代川	八東川	片山	鳥取市河原町今在家	テレメータ	2.4	3.6
	袋川	場所外水位	鳥取市湯所町	テレメータ	2.8	3.4

(4) 県が行う水位到達情報の通知

鳥取県は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

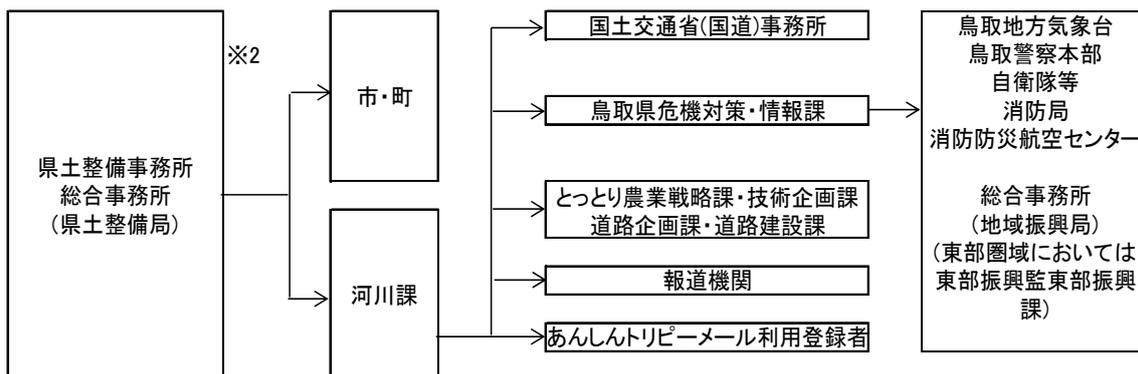
1. 鳥取県鳥取県土整備事務所発表
2. 鳥取県八頭県土整備事務所発表
3. 鳥取県中部総合事務所（県土整備局）発表
4. 鳥取県西部総合事務所（米子県土整備局）発表
5. 鳥取県日野振興センター（日野県土整備局）発表

水防警報河川に同じ
(ただし、由良川を除く)

②水位到達情報の通知の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	位 置	水 位 観 測 機 器	避 難 判 断 水 位 (特別警戒区域) (m)	氾 濫 危 険 水 位
千代川	野坂川	徳尾	鳥取市徳尾	テレメータ	4.6	5.0
	大路川	吉成	鳥取市吉成	テレメータ	4.7	5.3
	大路川	米里	鳥取市東大路	テレメータ	2.0	2.6
塩見川	塩見川	細川	鳥取市福部町細川	テレメータ	1.9	2.0
河内川	河内川	下光元	鳥取市気高町下光元	テレメータ	2.8	3.8
勝部川	勝部川	青谷	鳥取市青谷町青谷	テレメータ	2.7	3.1
	日置川	日置（新青谷大橋）	鳥取市青谷町青谷	テレメータ	2.3	2.4

③水位到達情報の伝達経路



4.4 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣及び知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報をしなければならない。

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報等に対する措置

- ①鳥取県は、鳥取河川国道事務所から水防警報が発表されたとき、鳥取河川国道事務所と鳥取地方気象台から洪水予報が発表されたとき、又は鳥取県水防警報を発表したときは県防災行政無線を通じて関係機関に通知する。
- ②鳥取市長は前項の通知を受けた時は事務所等と常時連絡するとともに、必要に応じ関係堰堤・水閘門・溜池等の管理、その他舟運関係者へ通知する。
- ③鳥取市は①項の通知を受けたときは、河川砂防総合情報システム等の観測状況を確認し、観測データの授受に努める。

(2) 国土交通省が行う水防警報

鳥取河川国道事務所長は法第16条の規定により、第3章の3.1の(1)項の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し直ちにその警報事項を水防本部へ通告する。

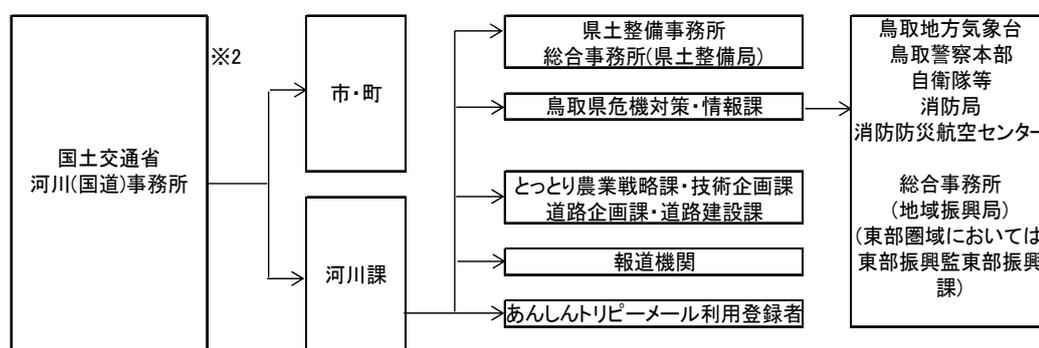
①洪水警報を行う河川名、区域

第3章(1)国土交通大臣において水防警報を行う区域と同じ

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (指定水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難 判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)
千代川	行徳	鳥取市古海	2.6	4.7	5.9	6.7
	袋河原	鳥取市河原町 袋河原	2.0	3.5	4.9	5.7
	用瀬	鳥取市用瀬町 別府	2.0	3.0	3.2	4.0
袋川	宮ノ下	鳥取市国府町 宮ノ下	1.5	2.7	2.8	3.2

③水防警報の伝達経路



※1 国土交通省河川(国道)事務所から市・町への通報は、水防警報については運用上の取扱いである。
(ただし、出雲河川事務所を除く)

なお、水位周知河川における水位情報は、市長による避難勧告、避難指示の判断に資するため、必ず通報しなければならない
(平成25年7月11日水防法改正関係)

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。(平成25年7月11日水防法改正関係)

※2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する

また、この通報は、水防管理団体及び避難勧告等を判断する長への通報である。(平成25年7月11日水防法改正関係)

(3) 県が行う水防警報

鳥取県は法第16条の規定により水防警報を発令する。

○水防警報の種類

水防警報の種類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防団が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防団の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防団に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

- ① 水防警報を行う河川名
第3章（1）鳥取県知事において水防警報を行う区域と同じ
- ② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所
県が行う水位周知と同じ。

4.4.3 津波に関する水防警報

（1）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に
関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動の必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予報時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき。

第5章 雨量の観測及び水位の観測

5.1 雨量観測及び入手

(1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、国土交通省鳥取河川国道事務所管理の雨量観測所が7箇所、気象庁管理の雨量観測所が5箇所、県管理の雨量観測所が25か所ある。

(2) 雨量情報の入手

市は常に的確な気象情報を把握するとともに、管内雨量について国土交通省川の防災情報、鳥取県防災情報等により情報を速やかに入手する。

5.2 水位の観測

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、鳥取河川国道事務所管理の水位観測所が12箇所、県管理の水位観測所が27箇所ある。

(2) 水位の監視

水防管理者は、気象状況等により、出水のおそれを察知したときは、水防団待機水位（通報水位）に達した時後の水位変動を監視する。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

- 鳥取県防災情報(鳥取県県土整備部提供)
<http://tottori.bosai.info/> (パソコンアドレス)
<http://tottori.bosai.info/mobile/i/index.html> (携帯アドレス)
(県内の雨量・県管理河川の水位、土砂災害警戒情報が確認できます。)

- 鳥取県ダム情報提供システム(鳥取県県土整備部提供)
<http://www7.apionet.or.jp/dam/> (パソコンアドレス)
<http://www7.apionet.or.jp/dam/m/> (携帯アドレス)
(菅沢、賀祥、朝鍋、東郷、佐治川、百谷ダムの情報が確認できます。)

- 鳥取県河川監視カメラ提供システム(鳥取県県土整備部提供)
<http://tottori-kasen.info/> (パソコンアドレス)
<http://tottori-kasen.info/index-mobile.html> (携帯アドレス)
(河川状況がカメラ画像で確認できます。)

- 鳥取県の危機管理(鳥取県危機管理局提供)
<http://www.pref.tottori.lg.jp/kikikanrihp/>
(県内の災害情報、道路情報等防災に関する総合ホームページです。)

- 国土交通省 川の防災情報
<http://www.river.go.jp/> (パソコンアドレス)
<http://i.river.go.jp/> (携帯アドレス)
(国土交通省所管観測局の水位・雨量の状況が確認できます。)

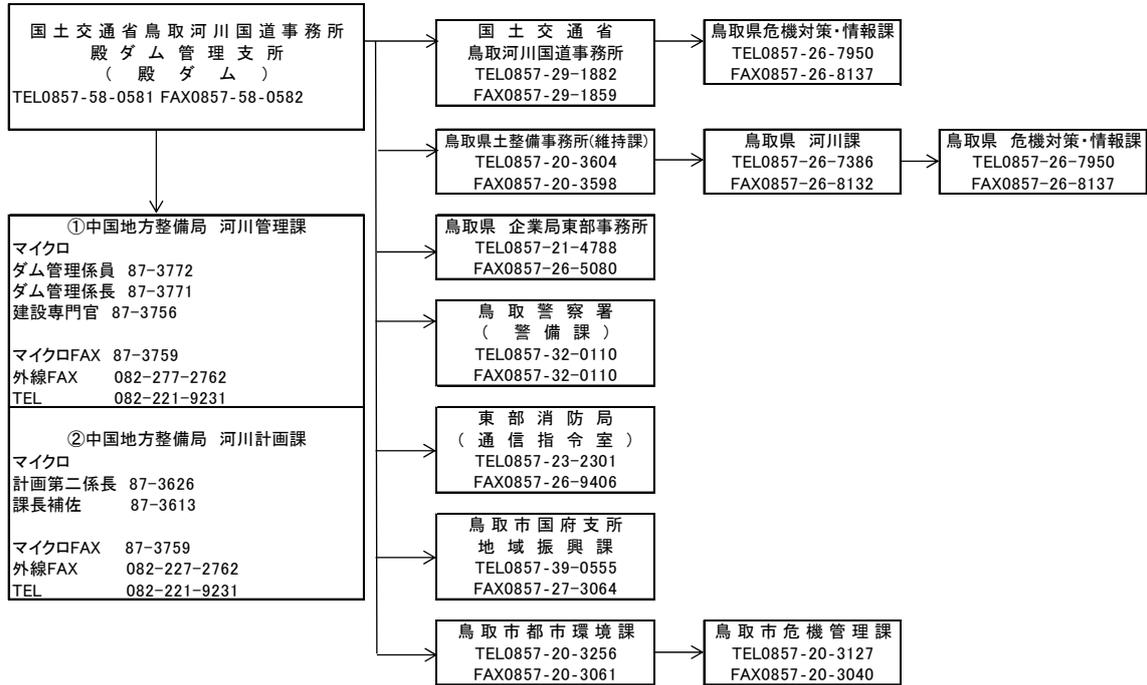
- 鳥取地方気象台
<http://www.jma-net.go.jp/tottori/>
(現在の雨雲の様子が確認できます。)

- 鳥取県気象予想システム
<http://www.micosfit.jp/tottori.bosai.web/>
(現在の雨雲の様子が確認できます。)

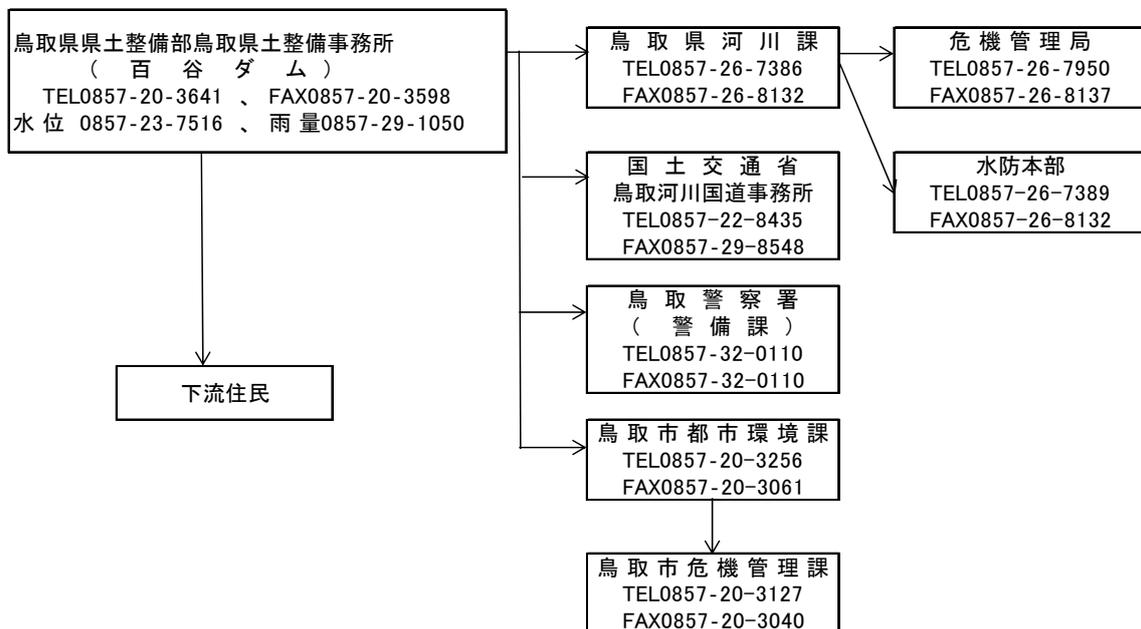
第7章 ダム放流

7.1 連絡系統

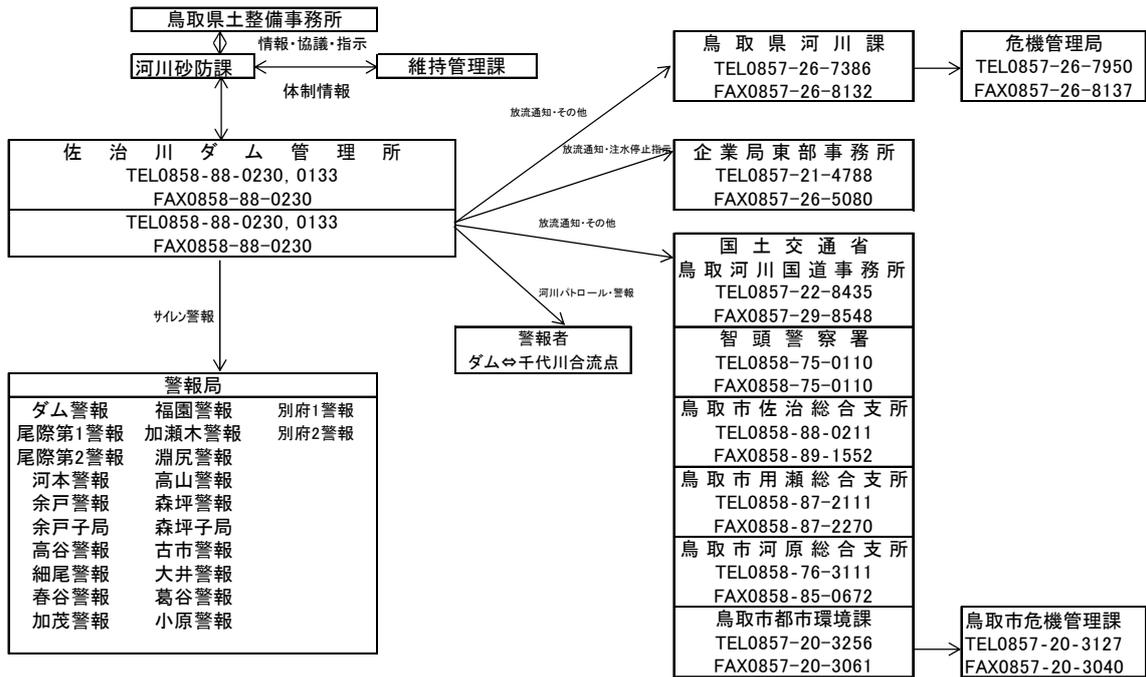
(1) 殿ダム



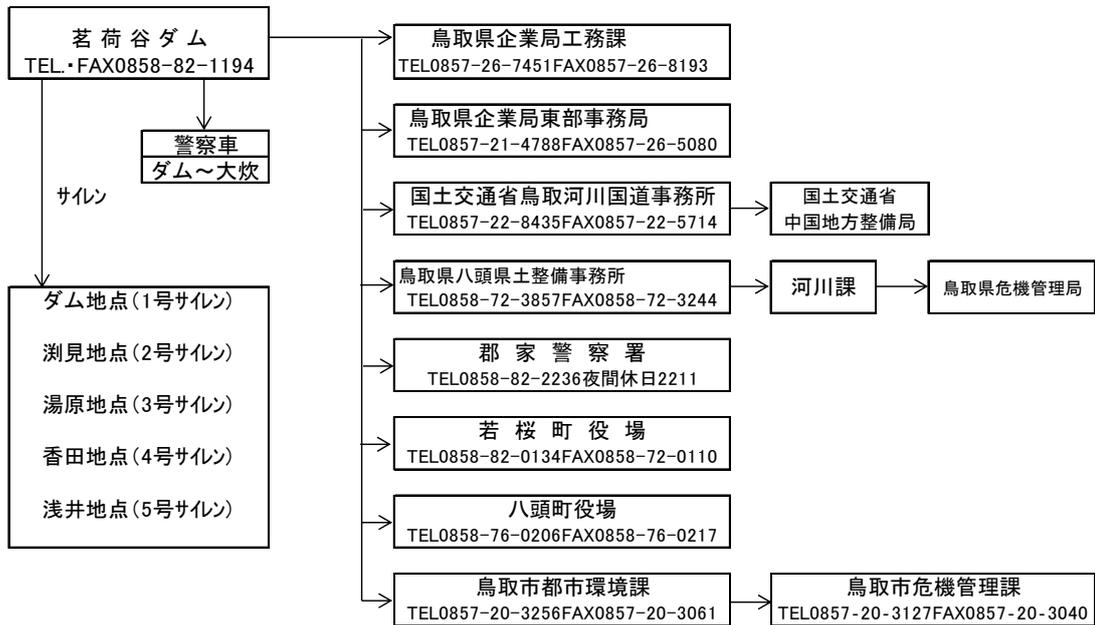
(2) 百谷ダム



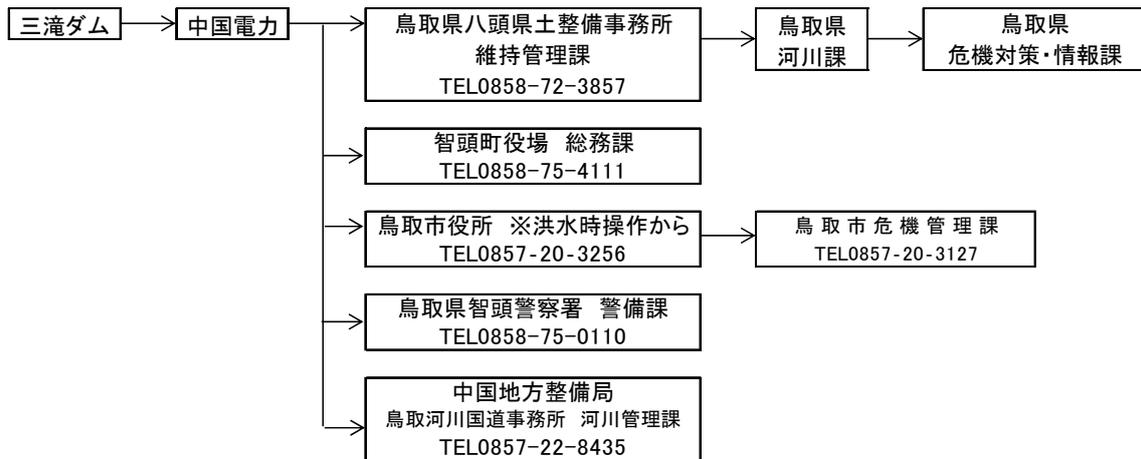
(3) 佐治川ダム



(4) 茗荷谷ダム



(5) 三滝ダム



第8章 ため池・樋門の管理

8.1 実施主体

(1) ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は市や地元集落、土地改良区、農村組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、県、市は管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

(2) 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

8.2 ため池の管理体制の強化

(1) ため池の状況把握

市は、管轄内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

重要なため池は、①堤高 15m以上②貯水量 10 万 m³以上③下流に人家や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるもののいずれかを満たすものとする。重要なため池は農林水産省が定義した防災重点ため池と同一とみなす。

(2) ため池の管理体制の強化

- ① 県は、市及びため池の管理者と協力し、ため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。市は点検結果をため池データベースに蓄積するものとする。
- ② 県及び市は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配布するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。
- ③ 県、市、ため池管理者は災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から市、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
- ④ 市は、重要なため池等のハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) ため池管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適切な管理がなされていないため池については、県、市が連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に市が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

8.3 市地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市地域防災計画に定める事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

(1) ため池の状況把握

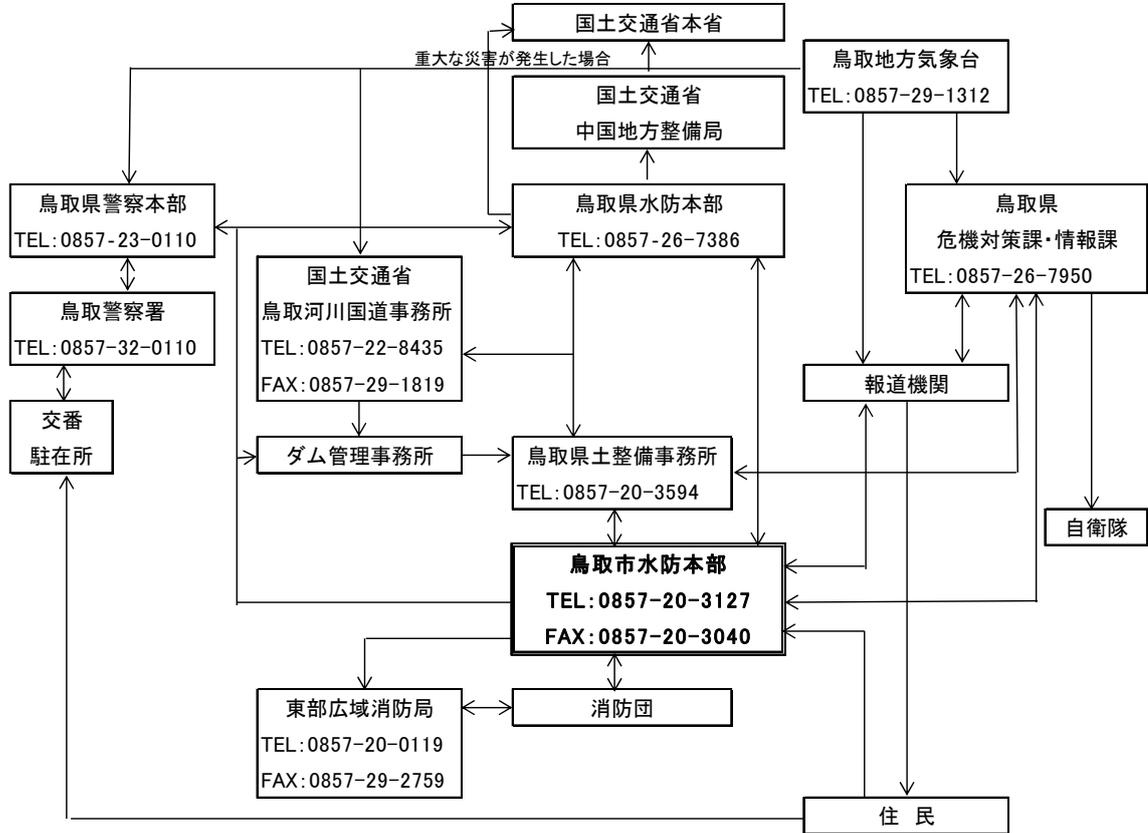
(2) ため池の管理体制の強化

第9章 通信連絡

9.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は以下のとおりとする。

住民への主たる通信連絡表は、同報無線屋外スピーカー、同報無線戸別受信機、報道機関、水防信号、市ホームページ、防災情報メール等とする。



第10章 水防施設及び輸送

10.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 水防用資材

- ① 水防用資器材は、出水時水防に使用するため常時備蓄する目的をもって資料5のとおり倉庫を設置する。
- ② 市街地に資料5のとおり土のう用土を準備する。
- ③ 水防用設備の管理責任者を次のとおり定める。

A 水防倉庫 鳥取市危機管理課

(2) 資器材の確保と補給

- ① 水防倉庫の備蓄資器材は、緊急の際十分役立つように整備しておかねばならない。
- ② 備蓄資器材の補給及び水防倉庫のない地区における需要のため、各地区の水防機関(消防団)はあらかじめ調査しておくこと。
- ③ 水防の必要ある時は、鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所水防倉庫の資器材の使用を要請する。

(3) 水防資器材取扱要領

- ① 水防資器材は、水防に関する教育訓練以外の如何なる工事作業にも使用してはならない。
- ② 資器材の受払については、帳簿を備え常に正確に記入しておかなければならない。
- ③ 水防本部係員は水防資器材の使用状況並びに現在保管量を随時検査する。

10.2 輸送の確保

- (1) 水防管理者は非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して万全の措置を講じておくこと。
- (2) 資器材、作業員その他の輸送は、市所有自動車、消防車及び借り上げ自動車等をもって充てるものとする。
- (3) 水防に要する輸送車両及び舟艇の動員及び借上げ先は、資料5による。
- (4) 輸送車両は、優先通行及び緊急通行することができる。

第11章 水防活動

11.1 水防配備

(1) 市水防本部の非常配備

- ① 市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、水防本部を設けずに水防活動する場合においても、この配備体制に準じて行うものとする。

種別	配備の時期	配備内容	配備人員
注意配備	1 次の注意報の一つ以上が発表され、防災調整監もしくは支所長が必要と認めたとき (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)強風注意報 (6)津波注意報 2 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、防災調整監もしくは支所長が必要と認めたとき	関係各課においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともにその他必要な措置を講ずる	各部・班及び消防機関の体制による
警戒配備	1 次の警報の一つ以上が発表され、防災調整監もしくは支所長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)波浪警報 (7)土砂災害警戒情報 (8)記録的短時間大雨情報 (9)水防警報 2 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、防災調整監もしくは支所長が必要と認めたとき	注意配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする	各部・班及び消防機関の体制による
第1配備	災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	関係各部においては、水防活動に従事し、初期対応を行う 関係各部においては、第2配備に対する準備を行う	各部・班及び消防機関の体制による水防本部を設置する
第2配備	事故が切迫し、市内の数地域について災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき	関係各部においては、水防活動に従事するとともに、情報連絡を行い対策を協議する 関係各部においては、第3配備に対する準備を行う	各部・班及び消防機関の体制による

第 3 配 備	市の全般にわたり大規模な災害が発生すると予想され、又は災害が発生し本部長が必要と認めるとき。	市本部に関係のある職員は、全員水防活動に従事する。各部は水防活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあつては部長の指示に従い、いつでも水防活動に従事できるよう待機する。	全員
------------------	--	--	----

- ② 市の水防関係職員及び市の水防要員（以下「市水防要員等」という。）は常に気象状況の変化、降水量に留意し、水防に関する職務命令及び水防指令の発令が予想される場合は、不時の出動に即応できる体制を整えておかなければならない。
- ③ 勤務時間外における市水防要員等の召集及び出動は、あらかじめ編成された各部班の連絡体制により適切迅速におこなうものとする。
- ④ 市長は災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは直ちに鳥取市災害対策本部を設け、同本部の配備基準（第2号配備）を指令するものとする。
- ⑤ 水防活動対策上この計画に定めない事項については、鳥取市地域防災計画の規定を準用する。

（2）消防団の非常配備

① 消防団の管轄区域等

消防団の各分団管轄区域は、鳥取市消防団組織等に関する規則(昭和28年8月10日鳥取市規則第11号)に定める。

② 非常配備

水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	①水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき ②河川の水位が水防団待機水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき。	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	①河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ②気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	①河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき ②潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

11.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

①洪水

水防管理者等は、鳥取県から水防警報等が通知されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料1に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、鳥取県土整備事務所及び河川等の管理者に連絡し、鳥取県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報、その後の措置を講じなければならない。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

(ウ) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

(オ) 水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

②高潮

水防管理者等は、鳥取県から水防警報等が通知されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、鳥取県土整備事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、鳥取県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

(ウ) 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

(オ) 水閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

11.3 水防作業

(1) 要旨

洪水時において、堤防に異常が起こる時間は洪水時間にもよるが、大体水位が最大の時、又はその前後である。しかし、崖崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4に減水したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても、完全に水位が低下するまでは警戒を解いてはならない。

(2) 市の水防活動

①工法の選定及び習熟

水防作業を必要とする以上事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び水防工法に使用する材料等を考慮して最も適切な工法を次々と行い、被災防止に努めること。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

②水防活動に従事する者の安全確保

水防作業を実施する際、水防活動に従事する者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防活動に従事する者が自身の危険性が高いと判断した時は、自身の避難を優先する。

(3) 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる。国土交通大臣が、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所にかかる水防管理者にその旨を通知するものとする。

水防管理者は国から通知を受けたときは、水防活動について国と調整を図るとともに、国の水防活動に協力するものとする。

11.4 警戒区域の指定

(1) 法第21条に基づく指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

(2) 災害対策基本法第63条に基づく指定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長の委任を受けた市の職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。また、市長の委任を受けた市の職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。市長の委任を受けた市の職員がいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号。）第83条第2項に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官も、市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。

11.5 避難のための立退き

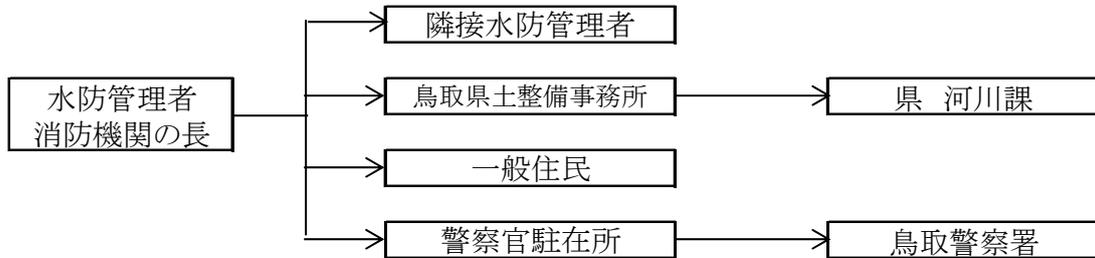
- (1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を鳥取県土整備事務所に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

11.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報（法25条）

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(2) 決壊・漏水等の通報手続き



(3) 決壊等後の措置（法26条）

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り犯濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

11.7 水防配備の解除

(1) 市の配備体制の解除

水防管理者は、水位が汎濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知し、鳥取県土整備事務所にその旨を報告するものとする。

なお、この場合必要な防疫対策と災害復旧を直ちに講じなければならないものとする。

(2) 消防団の配備体制の解除

消防団の配備体制の解除は、水位が低下して水防活動の必要がなくなり水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第12章 水防信号、水防標識等

12.1 水防信号

水防法第20条の規定により、鳥取県水防団の水防信号を下記の二種に定める。

(1) 出動信号

水防団員及び消防団員全員出動

(2) 危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

水防信号

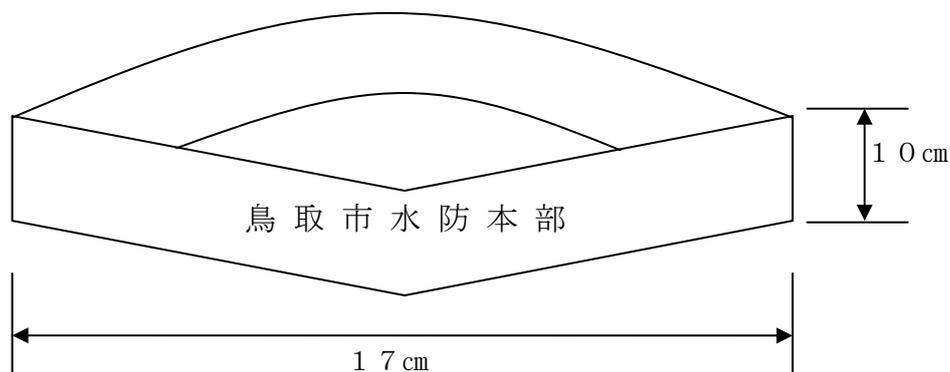
種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○-○-○ ○ ○-○-○ ○ 3点と1点の斑打	○- ○- 10秒 10秒 10秒
危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ 5連打	○- ○- 30秒 30秒 30秒

12.2 水防標識

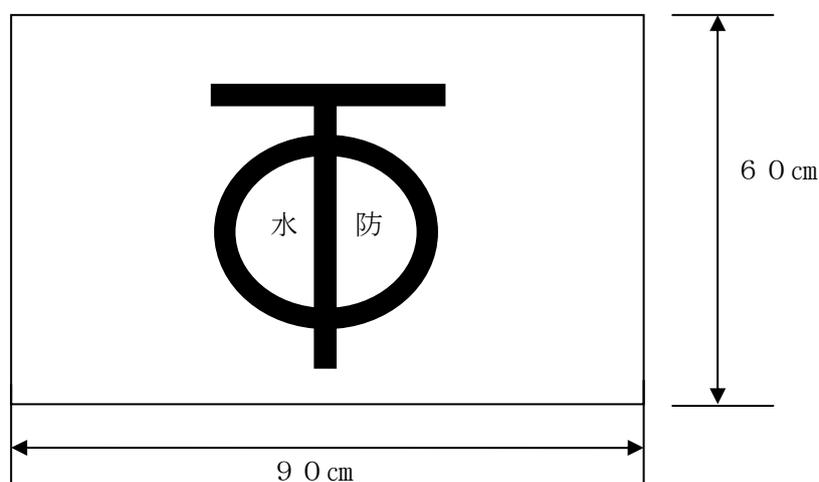
水防活動を的確、迅速かつ規律ある団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

水防要員は左腕に腕章を付ける。ただし、消防機関に属する者は除く。



(2) 車馬の標識



12.3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号 水 防 要 員 の 証	鳥 取 市 水 防 本 部	氏 名	生 年 月 日	平 成 年 月 日 交 付
--	---------------------------------	--------	------------------	---

6 cm

8 cm

(裏)

この証票を携行するものは 水防法第四十九条の規定に より水防計画作成のためそ の必要な土地に立ち入り調 査することができる

第13章 協力及び応援

13.1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、映像監視所）の提供
- (2) 水防団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときの関係者及び一般への周知（氾濫発生情報を発表する場合を除く）
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

13.2 下水道管理者の協力

下水道管理者鳥取市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

13.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、当該区域を管轄する警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

その方法等については、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

13.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

※なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うものとする。

13.5 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

13.6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第14章 費用負担と公用負担

14.1 費用負担

(1) 費用負担（法第41条）

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求められた水防管理者団体と応援を求めた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町の費用負担（法第42条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議し定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(3) 国の費用負担

国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は国の負担とする。

14.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書

鳥取市消防団 ○○分団長

上記のものに○○地区における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者 印
又は
消防機関の長 印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

緊急やむを得ない場合は、公用負担の内容を所有者等に通知することによって行うことができる。ただしこの場合においては、後日に、同じ内容の命令書を手渡すことを原則とする。

第 号				
公 用 負 担 命 令 書				
負担者 住所				
氏名				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使用・収容収用処分等)	期 間	適 用
平成 年 月 日				
命令者 氏名				
印				

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章 水防報告等

15.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下令の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 障害物の処置した数量及びその事由並びに除去場所
- (10) 土地を一時使用したときは、その場所及び使用者氏名と理由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者出勤の状況
- (13) 警察関係の援助の状況
- (14) 現場指導の官公署氏名
- (15) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (16) 水防関係者の死傷
- (17) 殊勲者及びその功績
- (18) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- (19) 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合は場所及び損傷状況
- (20) 被害区域図、被災写真及び水防活動状況写真（写真裏面に河川名、撮影日、場所等を明記）
- (21) 当時の新聞記事
- (22) その他の必要な事項

前項のほか、鳥取市地域防災計画に定める情報収集・伝達計画による調査及びその他県防災本部の指示する調査をあわせて行うものとする。

15.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、水防活動実施後2日以内に鳥取県土整備事務所を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第16章 水防訓練

16.1 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

16.2 水防訓練の項目

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うことが多いことから次の項目等について十分訓練を行うものとする。

- (1) 観測 (水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通報 (無線、電話)
- (3) 動員 (消防団、住民)
- (4) 輸送 (資材、器材、人員)
- (5) 広報 (各種水防広報)
- (6) 排・取水門、角落し等の開閉操作
- (7) 水防信号
- (8) 避難、立ち退き (危険区域居住者の避難)

※訓練の実施については、最も効果のある時期を選び行うものとし、鳥取県土整備事務所と連携して行うものとする。

第 17 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

17.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

河川名	河川管理者	指定年月日	
塩見川	鳥取県	H19. 3. 23	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/274924/siomigawa.pdf
大路川		H26. 4. 8	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/396010/H26.4.8oorogawashinsuisoutei.pdf
野坂川		H21. 8. 11	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/210012/nosakakawa.pdf
河内川		H22. 6. 22	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/210012/kouchigawa.pdf
勝部川		H20. 3. 11	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/274924/katibe-hio ki.pdf
日置川			
八東川		H24. 6. 21	http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/274924/hattou.pdf
	国土交通省	H20. 3. 11	http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/images/hattou_l.gif
千代川			
新袋川			
袋川			
			http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/images/sendai_l.gif
			http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/images/fukuro_l.gif

17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、鳥取市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ② 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ③ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって鳥取市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例（平成 26 年鳥取市条例第 2 号）で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

17.3 洪水ハザードマップ

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、総合防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

17.4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により鳥取市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

17.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により鳥取市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

17.6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により鳥取市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

第18章 水防協力団体

18.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

18.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

18.3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、他の水防活動を行う各機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第19章 水防功労者表彰と災害補償

19.1 功労者表彰

法第46条の規定に基づき、表彰を受けるべき功労者があった場合、市は鳥取県土整備事務所を経由して直ちに県水防本部に報告しなければならない。

19.2 災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより死亡し、負傷し、著しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気による死亡、若しくは廃疾となったときは損害の補償をしなければならない。

また、消防団員が水防作業により受けた災害については、消防団員等公務災害補償責任共済基金法に基づく補償を受けることができる。